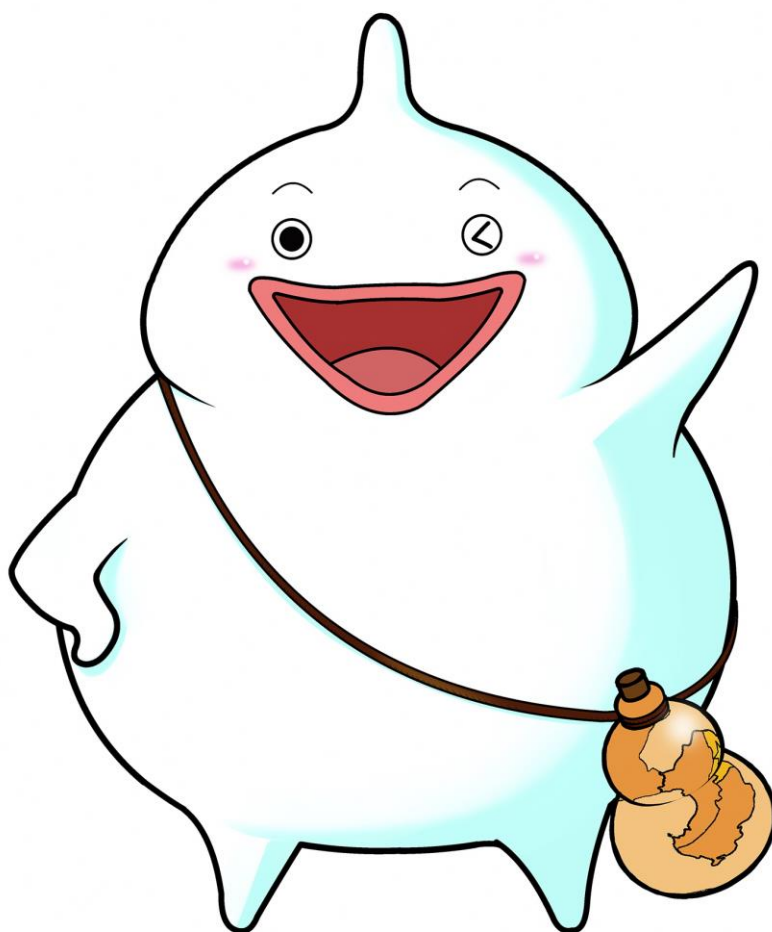


高齢者虐待をなくすために

～地域での支え合いが大切です～



平成31年1月

島原市



どんな行為が虐待なの？

「身体的虐待」だけが虐待ではありません。

「高齢者虐待防止法※」では高齢者(65歳以上の人)への虐待として次の5つを挙げています。

①身体的虐待

- ・叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ・ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど

②心理的虐待

- ・排泄などの失敗に対して恥をかかせるなど
- ・子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

③介護等放棄

- ・空腹、脱水、低栄養状態のままにするなど
- ・おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

④経済的虐待

- ・本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

⑤性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど

※正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

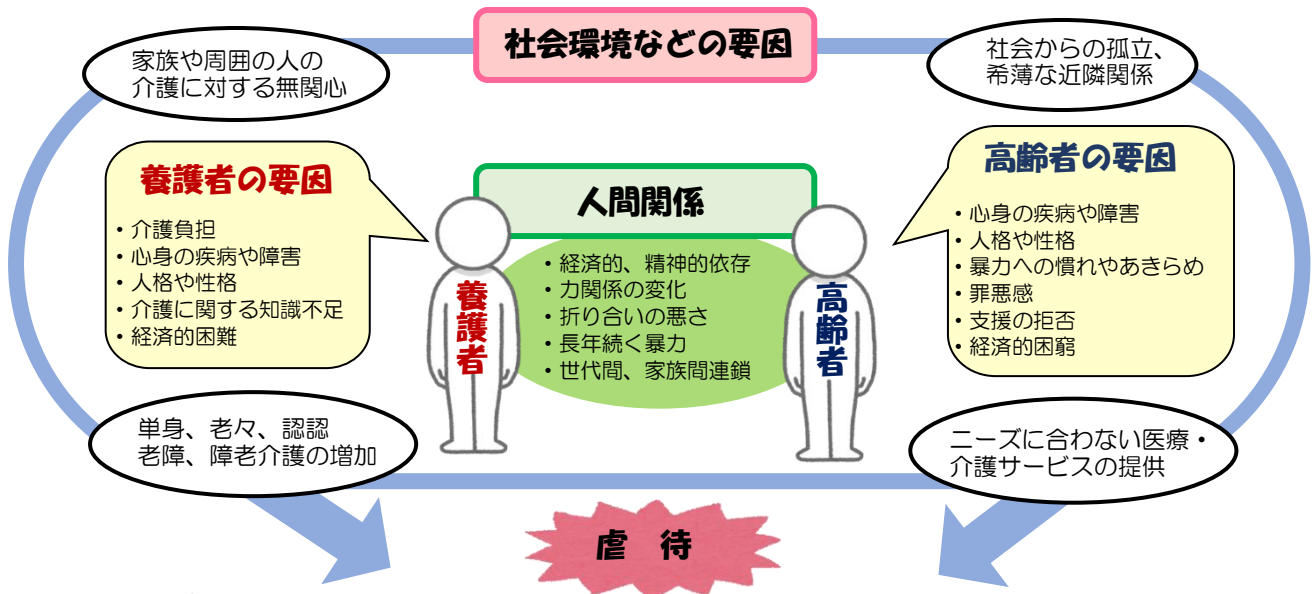


どうして虐待が起こるの？

虐待は「虐待者が悪者だから」起こるものではありません。

高齢者の介護や世話をすることで心身共に疲れ、追い詰められてしまう人は少なくありません。もともと高齢者と仲が良かったにもかかわらず、適切な介護のしかたや認知症への対応がわからず、つい手をあげてしまったり、虐待していることを自覚できても歯止めがきかなかったりする場合があります。

虐待発生要因



高齢者とその家族を孤立させないことが大切です

あいさつや声かけ等の見守りが高齢者虐待の防止につながります。



どうすれば虐待がなくなるの？

早期発見・報告で虐待を防ぎましょう

高齢者虐待を防ぐには、第三者が介入することで虐待がエスカレートするのを防ぐ方法や、介護の負担を軽減する方法などがあります。

どんな人でもいつかは高齢者になる以上、高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。自分自身の問題として、高齢者虐待を未然に防ぎ、地域全体で支えあっていくことが大切です。



虐待がエスカレートするのを防ぐ方法

虐待に気づいた人には通報義務があります

虐待に気づいた人は島原市地域包括支援センターや島原市福祉事務所（福祉課）に通報しましょう（通報の秘密は守られます）。とくに、生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされています。また、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

虐待のサイン (SOS)

	具体的な例	チェック
高齢者のサイン	説明のつかないけがやあざ、あるいは治療されていない傷がある。	
	衰弱、栄養不良状態、脱水状態、異常な体重減少がみられる。	
	汚れたり破れた服を着ている。いつも同じ服を着ている。	
	オムツが交換されていない。	
	食事を摂ることができない。	
	部屋が汚れている。悪臭、異臭がする。	
	年金や貯金があるにもかかわらず、お金を持っていない。	
	表情がない。うつむいている。涙ぐむ。会話に参加しない。	
養護者のサイン	家族の顔色をうかがう。家族を避けようとする。帰宅拒否。	
	(高齢者または自分のことで) 頻回に助けを求める。	
	支援者を避ける。	
	必要なサービスや外来受診をやめたり、電話で済ませようとする。	
	極度の疲労、身体的・精神的な病気の兆候がある。	
地域のサイン	高齢者に会わせない。	
	自宅から怒鳴り声や悲鳴、物が投げられている音が聞こえる。	
	昼間でも雨戸やカーテンが閉まっている。	
	郵便受けや玄関先が、手紙や新聞でいっぱいになっている。	
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃などの支払いを滞納している。	
天候が悪くても高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。		

一つでも該当するときは下記の相談機関へご連絡ください！



主な相談機関



- 島原市福祉事務所（福祉課） TEL 0957-63-1111
- 島原市地域包括支援センター TEL 0957-65-5110
- 島原警察署 TEL 0957-64-0110